

蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における事業者の事業継続又は事業転換を支援し、地域の産業力の向上を図るため、各種専門アドバイザーを活用し、事業者の経営支援を実施する事業に対し、蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門アドバイザー 中小企業診断士及びキャリアコンサルタントをはじめ、経営、技術等の専門知識を有し、中小企業者に対して適切な提案及び助言のできる者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、蒲郡商工会議所とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体が、市内の中小企業者がコロナ禍における事業継続又は事業転換を図ることを支援するために実施する専門アドバイザーによる経営支援事業とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費の額とし、当該年度の予算額を上限とする。ただし、精算時に剰余金が生じた場合は、その額を補助金の額から減額することとする。

(端数処理)

第6条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、前条ただし書の規定

による減額が生じた場合は、端数処理をしないものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象団体は、蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業開始前に市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市専門アドバイザー支援事業事業計画書（第2号様式）
- (2) 蒲郡市専門アドバイザー支援事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助対象団体の定款
- (4) 補助対象団体の役員名簿

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるものについて、速やかに補助金の交付決定をしなければならない。

2 前項において、補助金の交付決定をしたときは、前条の申請をした補助対象団体に対して、速やかに蒲郡市専門アドバイザー事業費補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金の交付決定を通知しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付を申請した補助対象団体は、前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認及び交付決定の変更)

第10条 補助対象団体は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市専門アドバイザー支援事業変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合における次に掲げる事項の変更については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、支出科目相互

間において、いずれか低い方の20パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 補助事業の変更申請が交付決定の前である場合は、交付決定をもって、第1項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。
- 4 市長は、前項の場合を除き第1項の規定により当該補助金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市専門アドバイザー支援事業変更決定通知書（第6号様式）により、当該補助対象団体に通知しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市専門アドバイザー支援事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により当該補助金の中止又は廃止を決定した場合は、蒲郡市専門アドバイザー支援事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、当該補助対象団体に通知しなければならない。

(事業遅延の報告)

第12条 補助対象団体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、当該年度の12月の末日までに、蒲郡市専門アドバイザー支援事業遅延報告書（第9号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象団体は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い期日までに、蒲郡市専門アドバイザー支援事業実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市専門アドバイザー支援事業事業報告書（第11号様式）
- (2) 蒲郡市専門アドバイザー支援事業収支決算書（第12号様式）
- (3) 補助対象となった経費の支払い領収書の写し
- (4) その他事業の成果が分かる書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、実績報告があったときは、内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金確定通知書（第13号様式）により、当該補助対象団体に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の額を確定した後に、その額を補助対象団体に支払うものとする。

- 2 補助対象団体が、補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。
- 3 補助対象団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の決定取消し及び返還)

第16条 市長は、補助対象団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金を既に交付しているときは、期間を定めて、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 計画の中途において当該事業を取り止めたとき。
 - (4) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。
- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金交付決定取消通知書（第14号様式）により、当該補助対象団体に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び延滞利息については、規則第20条に規定する補助金等の返還の例による。

(補助金の経理)

第17条 補助対象団体は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年

間保存しなければならない。

(調査等)

第18条 市長は、補助対象団体に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助対象期間終了後も、補助対象団体に対し、補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名
電 話 番 号 〕

下記事業を実施するについて、蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金の交付を受けたいので、蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金交付要綱第7条により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 千円

2 補助金を受けて実施しようとする事業

事業の名称	事業費	補助金申請額	備考
	円	円	

(添付書類)

- (1) 蒲郡市専門アドバイザー支援事業事業計画書（第2号様式）
- (2) 蒲郡市専門アドバイザー支援事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助団体の定款等
- (4) 補助団体の役員名簿

第2号様式（第7条関係）

蒲郡市専門アドバイザー支援事業事業計画書

1 事業の名称	
2 実施予定年月日	
3 実施予定場所	
4 実施内容	
5 事業効果	
6 備考	

蒲郡市専門アドバイザー支援事業収支予算書

収 入			支 出				
科 目	予算額（円）	摘 要	科 目	予算額（円）	単価	数量	摘 要
合 計	円		合 計	円			

- 《注意》 1 科目ごとに具体的に記入してください。
 2 見積書、図面、カタログ等の参考資料を添付してください。

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金

交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

蒲郡市長



記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付による申請書記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びその使用方法は、交付申請書記載のとおりとします。
- 4 補助事業に付する条件は、次のとおりとします。
 - (1) 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合、経費の配分の変更が支出科目相互間において、いずれか低い方の20パーセント以内である場合は、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助金を補助事業以外の目的又は用途に使用しないこと。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第5号様式（第10条関係）

蒲郡市専門アドバイザー支援事業変更承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名

電 話 番 号

〕

年 月 日付け〔で交付申請
蒲 第 号で交付決定のありま〕した蒲郡市専門アドバイザー支援事業を下記のとおり行いたいので、蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金交付要綱第10条により申請します。

記

1 事業の変更内容

2 事業の変更理由

(添 付 書 類)

- (1) 計画変更に伴う事業活動の概要（第2号様式を使用しても構いません）
- (2) 経費配分の変更が分かるもの（第3号様式を使用しても構いません）
- (3) その他市長が必要と認める書類

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市専門アドバイザー支援事業

変更決定通知書

年 月 日付け蒲 第 号で通知した交付決定を、下記のとおり変更することに決定します。

年 月 日

蒲郡市長



記

1 変更決定事項

補助事業に要する経費

変更前 金 円

変更後 金 円

補助金の額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 変更決定理由

3 変更後の補助事業に要する経費の配分及びその使用方法は、変更承認申請書の記載のとおりとします。

第7号様式（第11条関係）

蒲郡市専門アドバイザー支援事業 〔中止
廃止〕 承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名
電 話 番 号 〕

年 月 日付け（蒲 第 号）で交付決定のありました蒲郡市専門アドバイザー支援事業を下記のとおり 〔中止
廃止〕 したい
ので、蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金交付要綱第11条により申請します。

記

- 1 中止（廃止）使用とする理由
注：具体的に記入してください。

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市専門アドバイザー支援事業

〔中止〕 承認通知書
〔廃止〕

〔中止〕 年 月 日付で申請のあった蒲郡市専門アドバイザー支援事業の
〔廃止〕 については、下記のとおり承認します。

年 月 日

蒲郡市長

印

記

1 承認の内容

2 承認の条件

第9号様式（第12条関係）

蒲郡市専門アドバイザー支援事業遅延報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名

電 話 番 号

〕

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定のありました蒲郡市専門アドバイザー支援事業の実施時期が、下記のとおり遅延しますので報告します。

記

1 遅延後の実施予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

2 遅延する理由

第10号様式（第13条関係）

蒲郡市専門アドバイザー支援事業実績報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名

電 話 番 号

〕

年 月 日付け蒲 第 号で補助金の交付決定を受けた蒲郡市専門アドバイザー支援事業が完了したので、蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金交付要綱第13条により報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 千円

2 補助金を受けて実施した事業

事業の名称	補助対象事業費	補助金交付決定額	備 考
	円	円	

(添 付 書 類)

- (1) 蒲郡市専門アドバイザー支援事業事業報告書（第11号様式）
- (2) 蒲郡市専門アドバイザー支援事業収支決算書（第12号様式）
- (3) 補助対象となった経費の支払い領収書の写し
- (4) その他事業の成果が分かる書類（写真、実績物など）

第11号様式（第13条関係）

蒲郡市専門アドバイザー支援事業事業報告書

1 事業の名称	
2 実施年月日	年 月 日 ～ 年 月 日
3 実施場所	
4 実施内容	
5 事業効果	
6 備考	

第12号様式（第13条関係）

蒲郡市専門アドバイザー支援事業収支決算書

収 入			支 出				
科 目	決算額（円）	摘 要	科 目	決算額（円）	単価	数量	摘 要
合 計	円		合 計	円			

- 《注意》 1 科目ごとに具体的に記入してください。
2 領収書の写しや事業の成果がわかる資料を添付してください。

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金

確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった蒲郡市専門アドバイザー支援
事業費補助金については、下記のとおり確定します。

年 月 日

蒲郡市長



記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

蒲 第 号

補助事業者

所在地

名称

代表者名

蒲郡市専門アドバイザー支援事業費補助金

交付決定取消通知書

年 月 日付け蒲 第 号で通知した交付決定を、下記
のとおり取り消します。

年 月 日

蒲郡市長



記

1 取消しの内容

2 取消しの理由